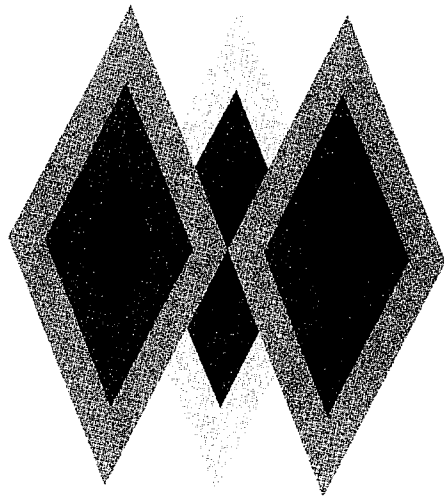


精神薄弱者福祉六法

厚生省児童家庭局障害福祉課 編集



中央法規出版

障害者対策に関する長期計画

●精神薄弱者福祉法

(昭和三五・三・三一)
法律 五三・三七

改正 昭三七法律一六一・昭三九法律一六九・昭四二法律一三九・昭四四法律五一九・昭四五法律四四・昭四八法律六七・昭六〇法律三七・昭六一法律四六・一〇九・平元法律二二・平二法律五八
注 平二法律五八による改正中未施行分については、改正後の条文を該箇所注に注書をして記載(平五・四・一施行)

第一章 総則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護の実施に努めなければならない。
(関係職員の協力義務)
第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による福祉の措置

の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。
(定義)
第四条 この法律において、「精神薄弱者」は、住宅生活支援事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業及び精神薄弱者地域生活援助事業をいう。
2 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、第十五条の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同項の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律において、「精神薄弱者地域生活援助事業」とは、第十六条第三項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。
第五条 この法律において、「精神薄弱者保護施設」とは、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホームをいう。

第二章 削除
第六条から第八条まで 削除

第三章 援護を行う者及び福祉の措置

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有する精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ)を設置する都道府県又は市町村が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者については、その現在地の都道府県が行うものとする。
*「福祉に関する事務所」は「社福一三〇一六 本条の類似規定」(身障九)

(精神薄弱者福祉司)
第一〇条 都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならない。
2 市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができる。

3 精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。
一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

第一三条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。
一 精神薄弱者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
二 精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。
(協力機関)
第一四条 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。
*「福祉事務所を設置しない町村」は「社福一三〇一六 (民生委員の協力)」

第一五条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
(精神薄弱者相談員)
第一五五条の二 都道府県は、精神薄弱者の福

二 第一三條第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4 精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に係る前項第二号の業務については、他に置かれていない精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。
5 精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

*「福祉事務所長」は「社福一四一」
第一条 精神薄弱者福祉司は、事務職員又は技術職員とし、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。
一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
三 医師
四 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、精神薄弱者福祉司として必要な学識経験を有するもの
*「事務職員又は技術職員」自治一七二・一七三「社会福祉に関する科目」未指定「社会福祉事業法に定める」社福一八「学校教育法に基づく大学」学教五二・六九の二「医師」医師二 四四号の指定「精神薄弱者福祉法第一一条第四号の規定に基づく精神薄弱者福祉事業従事職員養成施設の指定(精神薄弱者更生相談所)」

第一二条 都道府県は、精神薄弱者更生相談所を設けなければならない。
2 精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。
一 精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
二 十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

3 精神薄弱者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なうことができる。
*「精神薄弱者更生相談所の設置及び変更の報告」規則一「判定業務を行つた場合の判定書の交付」規則二(福祉事務所)

精神薄弱者福祉法

祉の増進を図るため、精神薄弱者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び精神薄弱者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、精神薄弱者相談員と称する。

3 精神薄弱者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(福祉の措置)

第十五条の三 市町村は、必要に応じ、十八歳以上の精神薄弱者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居室において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）は、必要に応じ、介護を

行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の精神薄弱者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県若しくは指定都市の設置する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設その他の厚生省令で定める施設（以下この項において「精神薄弱者更生施設等」という。）に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者の設置する精神薄弱者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を採ることができる。

3 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の精神薄弱者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（注）平二法律五八により、第一五五条の三を次のとおり改める（平五・四・一）

施行。

(福祉の措置)

第一五五条の三 略

2 都道府県は、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の精神薄弱者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県の設置する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設その他の厚生省令で定める施設（以下この項において「精神薄弱者更生施設等」という。）に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県以外の者の設置する精神薄弱者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を採ることができる。

3 都道府県は、前二項の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の精神薄弱者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

第一六条 援護の実施者は、十八歳以上の精神薄弱者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を採ることができる。

精神薄弱者につき、この福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 精神薄弱者又はその保護者を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させる。

二 精神薄弱者を当該地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、若しくはそれを利用してその援護を行い、又は他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設若しくは心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその援護を行うことを委託すること。

三 精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 援護の実施者は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

3 援護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない精神薄

弱者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を採ることができる。

*職親＝規則五「政令」令一の三 費用の算定基準＝令三

(福祉事務所長への委任)

第一七条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項並びに前条第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

(連絡及び調整)

第一七条の二 関係地方公共団体は、第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第四章 事業及び施設

(精神薄弱者居宅生活支援事業の開始)

第一八条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神薄弱者居宅生活支援事業（精神薄弱者地域生活援助事業を除く。以下同

じ。）を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者地域生活援助事業を行うことができる。

*厚生省令＝規則六・七

(施設の設定)

第一九条 都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

*社会福祉事業法の定めるところ＝社福五七（廃止又は休止)

第二〇条 国及び都道府県以外の者は、精神薄弱者居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

*厚生省令＝規則八

(施設の基準)

第二一条 厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聴き、精神薄弱者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 精神薄弱者援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉事業法第六十条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。

精神薄弱者福祉法

精神薄弱者福祉法

〔基本〕精神薄弱者授産施設等の設備及び運営に
関する基準
(報告の徴収等)

第二一条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要であると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔身分を示す証明書〕規則九
〔事業の停止等〕

第二一条の三 都道府県知事は、精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分を違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十五条の三第一項及び第二項の措置に係る精神薄弱者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、そ

の事業の制限又は停止を命ずることができ
る。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を行う場合には、その事業を行う者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(受託義務)

第二一条の四 精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者又は精神薄弱者授産施設の設置者は、第十五条の三第一項若しくは第二項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(精神薄弱者更生施設)

第二一条の五 精神薄弱者更生施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。

〔精神薄弱者更生施設〕社福二四 設備と運営〔授産施設基準〕一八

〔精神薄弱者授産施設〕
第二一条の六 精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者であつて雇用されること困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活

させることを目的とする施設とする。

〔精神薄弱者授産施設〕社福二四 設備と運営〔授産施設基準〕一七・一九・二四

(精神薄弱者通動寮)

第二一条の七 精神薄弱者通動寮は、就労している精神薄弱者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、自立自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

〔精神薄弱者通動寮〕社福二四 設備と運営〔授産施設基準〕一七・二五・三〇

(精神薄弱者福祉ホーム)

第二一条の八 精神薄弱者福祉ホームは、低額な料金で、現に住居を求めている精神薄弱者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

〔精神薄弱者福祉ホーム〕社福二四 設備と運営〔授産施設基準〕一七・三一・三四

第五章 費用

(市町村の支弁)
第二二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条第二項の規定により市町村が設置する精神薄弱者福祉所に要する費用
二 第十五条の三第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用
三 第十六条(第三項を除く。)の規定に

精神薄弱者福祉法

より市町村が行う行政措置に要する費用
三 市町村が設置する精神薄弱者授産施設等の設置及び運営に要する費用
〔費用の算定基準〕令三

(都道府県の支弁)
第二三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者福祉所に要する費用
二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者更生相談所に要する費用
三 第十五条の三第二項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用
四 都道府県が設置する精神薄弱者授産施設等の設置及び運営に要する費用
〔費用の算定基準〕令三

第二四条 削除

(都道府県の負担及び補助)
第二五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二二条第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、精神薄弱者授産施設(精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホームを除く。)の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより

り、第二二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、第十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用については、その四分の一以内を補助することができる。
〔政令〕令二

(注) 平二法律五八により、第二五条を次のとおり改める(平五・四・一施行)。

(都道府県の負担及び補助)
第二五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二二条第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、精神薄弱者授産施設(精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホームを除く。)の設置に要する費用については、その四分の一を負担する。

2 略

(国の負担及び補助)

第二六条 国は、政令の定めるところにより、第二二条又は第二三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 第二二条第二号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
二 第二三条第三号の費用のうち、第十

六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
三 第二三条第四号の費用(精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。)
四 国は、前条の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、第二二条又は第二三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の二分の一以内を補助することができる。

一 第二二条第一号の二の費用のうち、第十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用
二 第二三条第二号の二の費用のうち、第十五条の三第二項の規定による行政措置に要する費用
〔費用の算定基準〕令二

(注) 平二法律五八により、第二六条を次のとおり改める(平五・四・一施行)。

(国の負担及び補助)

第二六条 国は、政令の定めるところにより、第二二条又は第二三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。
一 第二二条第二号の費用のうち

精神薄弱者福祉法

ち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
一 第二十二條第三号の費用
（精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。）
二 第二十三條第三号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
三 第二十三條第四号の費用（精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。）

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の二分の一以内を補助することができる。
一 第二十二條第一号の費用のうち、第十五條の三第一項の規定による行政措置に要する費用
二 第二十三條第二号の二の費用のうち、第十五條の三第二項の規定による行政措置に要する費用

（費用の徴収）
第二十七條 第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置による

り精神薄弱者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
*費用の徴収基準 昭四八厚生省発見八四の三「精神薄弱者福祉法による措置費用負担金及び国庫補助金の交付基準について」第五（準用規定）

第二十七條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。
第六章 雑則

（町村の一部事務組合）
第二十八條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなす。
（援護の実施者が変更した場合の経過規定）
第二十九條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施者が変更があつた場合において、この法律又はこの法律に基づく

指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。
2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることが出来る。

（実施命令）
第三〇條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。
*厚生省令「精神薄弱者福祉法施行規則」
（注） 平二法律五八により、第三〇條を第三一條とする（平五・四・一施行）
附則（抄）
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（社会福祉事業法附則第七項に関する特例）
2 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。
（援護の措置の特例）
3 援護の実施者は、児童福祉法第六十三條の五の規定による通知に係る児童について、第十六条第一項第二号の措置を採ることが出来る。

り精神薄弱者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
*費用の徴収基準 昭四八厚生省発見八四の三「精神薄弱者福祉法による措置費用負担金及び国庫補助金の交付基準について」第五（準用規定）
第二十七條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。
第六章 雑則
（町村の一部事務組合）
第二十八條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなす。
（援護の実施者が変更した場合の経過規定）
第二十九條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施者が変更があつた場合において、この法律又はこの法律に基づく

4 前項に規定する児童は、第十條第四項及び第十三條第二項の規定の適用については、十八歳以上の精神薄弱者とみなす。
附則（平二・六・二九法律五八）（抄）
（施行期日）
第一條 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二（前略）第五條中精神薄弱者福祉法第二一條を加える部分に限る。、同法第二十三條の改正規定（同條第二号の次に一號を加える部分に限る。）、同法第二十五條の改正規定（同條の見出しを改める部分及び同條一項を加える部分に限る。）、及び同法第二十六條の改正規定（同條の見出しを改める部分及び同條一項を加える部分に限る。）、（中略）平成三年四月一日
三（前略）第六條の規定（中略）平成五年四月一日
（精神薄弱者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第二二條 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正後の精神薄弱者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四條に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業（同條第四項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。）を行って

いる国及び都道府県以外の者について新法第十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。
第三三條 この法律の施行の際現に新法第二十一條の七に規定する精神薄弱者通動察又は新法第二十一條の八に規定する精神薄弱者福祉ホーム（以下「精神薄弱者通動察等」という。）を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、社会福祉事業法第六十四條第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七條第一項の規定による届出をしないであつて、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

命令の規定により、変更前の援護の実施者がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施者がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行われ、又は行われるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。
（注） 平二法律五八により、第二十九條の次に次の一條を加える（平五・四・一施行）
（大都市の特例）
第三〇條 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として

いる国及び都道府県以外の者について新法第十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。
第三三條 この法律の施行の際現に新法第二十一條の七に規定する精神薄弱者通動察又は新法第二十一條の八に規定する精神薄弱者福祉ホーム（以下「精神薄弱者通動察等」という。）を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、社会福祉事業法第六十四條第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七條第一項の規定による届出をしないであつて、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

精神薄弱者福祉法

障害者対策に関する長期計画

精神薄弱者福祉法

間に、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第一四條 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤等を経営している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないものは、同法第五十七條第二項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤等を経営している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤等を経営する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七條第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第一五條 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤等を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、同日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八條第一項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤等を経営することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第一六條 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤等を経営している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八條第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八條第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤等を経営することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八條第二項の許可を受けたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

精神薄弱者福祉法施行令

(昭和三五・四・一八) 政令一〇〇三

改正 昭四〇政令一八六・昭四二政令三二五・昭四三政令一八八・昭四四政令一七四・昭六〇政令二一七・昭六二政令四・平二政令三四七

(居宅における便宜の供与に関する措置の基準)

第一条 精神薄弱者福祉法(以下「法」といふ)第十五条の三第一項の措置は、当該精神薄弱者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切に保護することができる施設を選定して行うものとする。

(短期間入所に関する措置の基準)

第一条の二 法第十五条の三第二項の措置は、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切に保護することができる施設を選定して行うものとする。

精神薄弱者福祉法施行令

第一條の三 法第十六條第三項の措置は、当該精神薄弱者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該精神薄弱者の身体及び精神の状況並びにその置かれてある環境に応じて適切に同項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

第二條 法第二十五條第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、次条に定める基準に従つて算定した法第二十二條第三号に掲げる費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額について行う。

2 法第二十六條第一項の規定による国の負担は、各年度において、次条に定める基準に従つて算定した市町村又は都道府県が法第二十二條(第一号の二を除く。)又は第二十三條(第二号の二を除く。)の規定により支弁した費用の額から、厚生大臣が定める基準によつて算定した法第二十七條の規定による徴収金の額その他その費用のための収入の額を控除した額について行う。

第三條 法第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用は、当該行政措置に係る施設の事務費として厚生大臣が定める入所者一人一日当たりの額と、入所者の飲食物費等として厚生大臣が定める一人一日当たりの額との合計額に、当該行政措置を行つた延べ人員を乗じて得た額とする。

2 法第二十二條第三号又は第二十三條第四号に掲げる費用は、当該施設の建築、買収又は改造を行おうとする時における建築費、買収費又は改造費を基準として厚生大臣が定める一坪当たりの建築単価、買収単価又は改造単価に、厚生大臣が定める範囲内の当該建築、買収又は改造に係る延べ坪数を乗じて得た額と、厚生大臣が入所定員等を考慮して定める基準によつて算定した設備費の額とを合算した額とする。

附則(抄)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日(昭三五・四・一八)から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

重度障害児に対する日常生活用具の給付等について

- (別紙2)
視覚障害児用ワードプロセッサ共同利用制度実施要綱
- 1 目的
視覚障害児用ワードプロセッサ共同利用制度は、身体障害者福祉法に基づく点字図書館及び身体障害者福祉センター(A・B型)(以下「共同利用施設」という。)に視覚障害児用ワードプロセッサ(以下「ワープロ」という。)を設置し共同利用させることにより、在宅の視覚障害児(原則として学齢児以上のもの)の日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする。
 - 2 実施主体
本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。
 - 3 ワープロの性能
編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文書を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる性能を有するものとする。
 - 4 ワープロの設置
(1) 実施主体は、ワープロを共同利用施設に自らか又は貸与により設置するものとする。
(2) 実施主体は、ワープロを貸与して設置する場合には、共同利用施設の管理者

- 5 共同利用の方法等
(1) 管理者は、ワープロを視覚障害児又はその保護者の求めに応じ設置場所又は自宅等において利用させるものとする。
(2) 利用に要する実費は、利用者の負担により行うものとする。
(3) 管理者は、利用者の過失による紛失、故障、破損等については、利用者に弁償させるものとする。
(4) 管理者は、ワープロの利用の状況を明確にするため、「利用者台帳」を整備しておくものとする。
- (以下「管理者」という。)との間にその貸借に関する契約書を締結することとし、その契約には、次の事項を加えるものとする。
- A 管理者は、貸与されたワープロを注意して維持管理するものとし、他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - B 通常の使用における故障等については、管理者の責任において修理を行うものとする。
- ウ 実施主体は、ワープロを必要としないくなったとき又は前各号に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができるものとする。

必要な判定及び相談指導を行なうこと。

- 1 職親申込書の提出
職親になることを希望する者は、居住地を管轄する福祉事務所を以て授護の実施機関に職親申込書(様式第1号)を提出すること。
- 2 調査及び意見書
福祉事務所長は、職親申込書を受理したときは、精神障害者福祉司等をして職親申込書に記載した事項その他必要な事項を調査させ、その適否について意見書(様式第2号)を添付して授護の実施機関に進達するものとする。
- 3 職親として不適当なものの基準
次に該当する者は職親として不適当と認められること。
(イ) 職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神障害者の保健その他その福祉を図るうえで不適当なもの
(ロ) 職親の動機が精神障害者の労働力の搾取を目的と認められるもの
- 4 登録
授護の実施機関は、前記3の基準により職親申込書の認定を行ない、職親として適当と認められたものについては必要事項を職親登録簿(様式第3号)に登録し、その旨を本人に通知するとともに授護の実施機関が市町村長である場合には知事

精神障害者職親委託制度の運営について

精神障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号、以下「法」という。)第十六条第一項第三号の規定に基づき、授護の実施機関は、精神障害者の福祉を図るためその授護を職親に委託することができることとされたのであるが、この制度の運営の適否は、今後の精神障害者福祉の進展に影響するところ極めて大きいので、特に左記事項に留意のうえこれが適正な運営に努められたい。

記

精神障害者の自立更生を図るため、精神障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行なうことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性をたかめ、もつて精神障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

- 一 定着及び対象者
- 1 職親の定義
職親とは、精神障害者の更生授護に熱意を有する事業経営者等の私人であつて精神障害者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望するものうち、授護の実施機関が適当と認めたる者をいうこと。
- 2 対象者
職親委託の対象者は、精神障害者更生相談所の判定の結果職親に委託することがその福祉を図るため適当とされた精神障害者とする。
- 三 実施機関
職親委託の措置については福祉行政の第一線機関である福祉事務所に行なわせることが適切であると考えられるので、法第七七条の規定によりその権限を福祉事務所長に委任すること。
なお、精神障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して

- 四 職親登録の手続
1 職親申込書の提出
職親になることを希望する者は、居住地を管轄する福祉事務所を以て授護の実施機関に職親申込書(様式第1号)を提出すること。
- 2 調査及び意見書
福祉事務所長は、職親申込書を受理したときは、精神障害者福祉司等をして職親申込書に記載した事項その他必要な事項を調査させ、その適否について意見書(様式第2号)を添付して授護の実施機関に進達するものとする。
- 3 職親として不適当なものの基準
次に該当する者は職親として不適当と認められること。
(イ) 職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神障害者の保健その他その福祉を図るうえで不適当なもの
(ロ) 職親の動機が精神障害者の労働力の搾取を目的と認められるもの
- 4 登録
授護の実施機関は、前記3の基準により職親申込書の認定を行ない、職親として適当と認められたものについては必要事項を職親登録簿(様式第3号)に登録し、その旨を本人に通知するとともに授護の実施機関が市町村長である場合には知事

精神薄弱者職親の登録について

宛に登録事項の要旨を報告するものとす
ること。都道府県は、当該都道府県内の
職親の氏名、住所等について管下各福祉
事務所と連絡すること。
また、職親として不適当と認められたもの
については、保護の実施機関は、本人に
その旨を通知すること。

五 職親委託の申込と判定

職親委託を希望する精神薄弱者又はその
保護者は、職親委託申込書(様式第4号)
を福祉事務所長に提出するものとし、これ
を受理した福祉事務所長は、委託の適否に
ついて精神薄弱者更生相談所に必要な判定
を求めること。

六 職親委託の手續等

1 委託の措置

福祉事務所長は、前記五の判定の結果
職親に委託することが適当であると認め
られた者については、職親登録簿に登録
された者のうちから、職親等について考
慮のうえその精神薄弱者に適合する職親
を選定し、精神薄弱者福祉司又は社会福
祉主事をして直接職親の家庭を訪問させ
委託する場合に職員が守るべき条件、当
該精神薄弱者の特性等を十分に説明して
職親の同意を得るとともに、本人及びそ
の保護者についても必要な注意を与え、
委託が効果的に行なえるよう十分な準備
を整えたりえ、委託の措置をとること。

2 期間の決定

福祉事務所長は、精神薄弱者を職親に
委託するときは、予め一年以内の期間
(更新を妨げず)を定めて委託するものと
し、当該期間内に職親委託の目的が達成
され、一般雇用関係に切替えるか、新た
に就職できるよう努めること。

3 委託条件の通知等

福祉事務所長は、精神薄弱者を職親に
委託するときは、必要事項について職親
に通知するとともに職親登録簿に委託に
関する必要事項を記入すること。

4 委託後の指導

福祉事務所長は、職親に精神薄弱者を
委託する措置をとったときは、精神薄弱
者福祉司又は社会福祉主事をして職親の
家庭又は事業場を訪問して必要な連絡指
導を行なわしめること。

様式 略

○精神薄弱者職親の登録について

今般、標記について、神奈川県民生部
ら別紙1のとおり照会があり、別紙2の
り回答したので了知のうえ、本制度の運
賃の不いようにされた。

〔別紙1〕

精神薄弱者職親の登録について
昭和三九・七・一(社更)一〇六
各都道府県民生主管部(局長宛)
省社会局更生課長通知

標記のことについて、次のとおり照会
すのでご回答願います。

精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者
の認定ならびに登録は、保護の実施機関
なりこととされているが、保護の実施機
が認定した職親甲に保護の実施機関Bが
に居住地をもつ精神薄弱者を委託する場
保護の実施機関Bはあらためて職親甲の
ならびに登録する必要はないと認めら
がいかでしようか。

○精神薄弱者職親委託の取扱いに
ついて

標記について、鹿児島県民生労働部長から
別紙のとおり照会があったが、当該職親と精
神薄弱者が三親等内の続柄にある場合には、
職親委託の措置をとることは適当でないと思
料される。ただし、当該精神薄弱者の伯父、
伯母(叔父、叔母を含む)であつて、保護の
実施機関において諸般の事情から特に委託す
ることが適当であると認められる場合には、
委託の措置をとつて差し支えない。
なお、委託に要する費用について有料で預
かることを条件にしている場合には、有料で
委託して差し支えないものである。

精神薄弱者職親委託の取扱について

昭和三九・五・二〇(三九保連)四七九
号をもって照会のあつた標記については、貴
見のとおり取り扱われた。

○精神薄弱者職親委託の取扱いに
ついて

昭和四〇・二・二五(社更)一〇八
各都道府県民生主管部(局長宛)
厚生省社会局更生課長通知

標記のことについて、次のとおり照会しま
すのでご教示願います。
保護の実施機関が認定した職親に精神薄弱
者の保護を委託しようとするにあたり、た
たまたま当該職親と精神薄弱者が民法第八
十七条第二項に規定する扶養義務者に該当
する親族同志の続きからあるが、職親等か
ら考慮して当該職親に適合すると認められ
る場合には、精神薄弱者福祉法第十六条第三
項の規定による委託を実施してよろしいか、ま
た四親等以上の続きからある場合の取扱
はどうか。
なお、この場合職親は有料であるが、親族
間の互助の義務を規定している民法第七百
三十条の規定とは関係なく有料で委託してよ
ろしいか、あわせてご教示願います。

昭和三九・二・二一(三九社一五四五)
厚生省社会局更生課長宛 鹿児島県民生
労働部長照会

別紙

おつて職親のあつた鹿児島県民生労働部長
は、この通知をめぐり解答にかえらるから了知
された。

精神薄弱者福祉六法

昭和50年5月25日 初版発行 定価 5,600円
 平成3年10月30日 第10次改訂版発行 (本体 5,437円)

編集 厚生省児童家庭局障害福祉課

発行者 莊村多加志

発行所 中央法規出版株式会社

〒151 東京都渋谷区代々木2-27-4

☎03(3379)3861(代)

【営業所】

- 札幌 〒062 札幌市豊平区豊平3条3-2-27(美好ビル) ☎ 011(823) 4121
- 仙台 〒980 仙台市青葉区本町3-5-6(第2中城ビル) ☎ 022(222) 1693
- 岐阜 〒502 岐阜市山吹町1-6-1 ☎ 0582(31) 8743
- 大阪 〒530 大阪市北区天神橋4-8-12(ソネクニビル) ☎ 06(351) 9079
- 広島 〒732 広島市南区南蟹屋1-8-12(上仙ビル) ☎ 082(282) 8416
- 福岡 〒810 福岡市中央区六本松1-2-22 ☎ 092(713) 0520
 (福岡県社会福祉センター内)

印刷/三協印刷(株) 製本/渋谷文泉閣 落丁本・乱丁本はお取替えいたします

ISBN 4-8058-0879-9

◇社団法人 日本精神薄弱者福祉連盟

事務局所在地 〒105 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル8階
 電話(03)3438-0558 FAX(03)3437-5717

代表者名 会長 山口薫 副会長 江草安彦 常務理事 野口正信

目的 開発途上国の精神薄弱者福祉施策に関する研究及び技術援助並びに海外との交流等の事業を行うことにより、精神薄弱事業の進展を図るとともに、関係団体間の連絡、調整を図る。

主な事業 ①開発途上国の精神薄弱者福祉施策に関する研究及び研修の実施、研修員の受入れ等の援助並びに技術協力 ②アジア精神薄弱リソース(資料)センターの維持・運営 ③海外の関係団体との情報の交換、技術・専門家の交流 ④精神薄弱に関する総合的研究会、研究会等の開催 ⑤精神薄弱に関する資料の収集、情報の交換 ⑥精神薄弱問題に関する社会的啓蒙及び広報 ⑦精神薄弱者愛護月間の開催 ⑧精神薄弱関係団体との相互連絡及び事業調整

会員 日本精神薄弱者愛護協会、全日本精神薄弱者育成会、全日本特殊教育研究連盟、日本精神薄弱研究協会

精神薄弱児(者)関係の主要放送番組

N	《教育テレビ》		
	あすの福祉……………金		17:30~18:00
H		(再) 土	13:30~14:00
	こどもの発達相談……………土		8:00~8:30
K		(再) 水	17:30~18:00
	《ラジオ第二》		
	心身障害者とともに……………日		20:00~20:30
		(再) 日(翌週)	8:00~8:30
ラジオたんぱ	重い障害児のために……………日		8:30~9:00
	精神薄弱児の教育……………月		19:15~19:30
	精神薄弱相談室……………月		19:30~19:45